

千葉労働局からのお知らせ(12)

令和5年度労働保険 年度更新申告書 提出方法等のご案内

窓口へ提出される場合

下記のいずれかの受付会場窓口へ、**令和5年6月1日(木)から令和5年7月10日(月)まで(土・日曜日を除く)**に提出をお願いいたします。

○千葉労働局

○千葉労働基準監督署(01)

実施月日	時間	会場名	所在地	交通案内	駐車場	備考
6月1日(木)~ 7月10日(月) (土・日曜日を除く)	9:00~ 16:30	千葉労働局 千葉労働基準監督署 1階会議室	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎	京成線「千葉中央駅」から徒歩7分	無	受付会場の駐車場に駐車することはできません。
注意	・受付会場の駐車場に駐車することはできませんので、近隣の有料駐車場等をご利用いただくか、公共交通機関をご利用ください。 ・保安上の関係から、入口にて来場目的や身分証提示等を求められることがあります。 ・ご迷惑をおかけいたしますが、その場合には封筒または年度更新申告書の提示等をお願いいたします。					

○船橋労働基準監督署(02)

実施月日	会場名	所在地	交通案内	駐車場	備考
6月1日(木)~ 7月10日(月) (土・日曜日を除く)	船橋労働基準監督署	船橋市海神町 2-3-13	JR「船橋駅」南口から徒歩25分 バス利用の場合:JR「船橋駅」南口②番「西船橋駅」行き 乗車・JR「西船橋駅」北口⑤番乗車し、 いずれも「海神陸橋下」下車徒歩7分	有	

○柏労働基準監督署(03)

実施月日	会場名	所在地	交通案内	駐車場	備考
6月1日(木)~ 7月10日(月) (土・日曜日を除く)	柏労働基準監督署	令和5年1月10日より移転 柏市中央町3-2 柏トーセイビル3階	「柏駅」南口から徒歩3分	無	専用駐車場はありません。

○銚子労働基準監督署(04)

実施月日	会場名	所在地	交通案内	駐車場	備考
6月1日(木)~ 7月10日(月) (土・日曜日を除く)	銚子労働基準監督署	銚子市中央町8-16 銚子労働総合庁舎	JR「銚子駅」から徒歩10分	有	

○木更津労働基準監督署(06)

実施月日	会場名	所在地	交通案内	駐車場	備考	
6月1日(木)~ 7月10日(月) (土・日曜日を除く)	木更津労働基準監督署	木更津市富士見2-4-14 木更津地方合同庁舎	JR「木更津駅」から徒歩10分	有	駐車スペースが少ないため、なるべく公共交通機関をご利用ください。	
実施月日	時間	会場名	所在地	交通案内	駐車場	備考
6月16日(金)	10:00~ 15:00	ハローワーク館山 2階 会議室	館山市八幡815-2	JR「館山駅」から徒歩15分	有	駐車スペースが少ないため、なるべく公共交通機関をご利用ください。
6月20日(火)	10:00~ 15:00	鴨川市役所 4階 大会議室	鴨川市横渚1450	JR「安房鴨川駅」から徒歩10分	有	
6月30日(金)	10:00~ 15:00	ハローワーク館山 2階 会議室	館山市八幡815-2	JR「館山駅」から徒歩15分	有	駐車スペースが少ないため、なるべく公共交通機関をご利用ください。

○茂原労働基準監督署(07)

実施月日	会場名	所在地	交通案内	駐車場	備考	
6月1日(木)~ 7月10日(月) (土・日曜日を除く)	茂原労働基準監督署	茂原市萩原町3-20-3	JR「新茂原駅」から徒歩15分	有	駐車スペースが少ないため、なるべく公共交通機関をご利用ください。	
実施月日	時間	会場名	所在地	交通案内	駐車場	備考
6月27日(火)	10:00~ 15:00	ハローワークいすみ 2階 会議室	いすみ市大原8000-1	JR「大原駅」から徒歩15分	有	駐車スペースが少ないため、なるべく公共交通機関をご利用ください。

○成田労働基準監督署(08)

実施月日	会場名	所在地	交通案内	駐車場	備考	
6月1日(木)~ 7月10日(月) (土・日曜日を除く)	成田労働基準監督署	成田市東和田553-4	JR「成田駅」東口または 京成線「成田駅」から徒歩20分	有		
実施月日	時間	会場名	所在地	交通案内	駐車場	備考
6月23日(金)	10:00~ 15:00	ハローワーク佐原 2階 会議室	香取市北1-3-2	JR「佐原駅」から徒歩5分 *佐原税務署隣り	有	

○東金労働基準監督署(09)

実施月日	会場名	所在地	交通案内	駐車場	備考
6月1日(木)～ 7月10日(月) (土・日曜日を除く)	東金労働基準監督署	東金市田間65	JR「東金駅」から徒歩7分	有	駐車スペースが少ないため、なるべく公共交通機関をご利用ください。

申告手続についてご相談される場合は、下記の書類をご持参ください。

(1)労働保険 年度更新申告書

(2)令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間にかかる下記の資料

イ 継続事業

支払われた賃金総額(控除前の総支給額)のわかる資料

(賃金総額を「確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表」に集計のうえご持参ください)

ロ 建設の事業

終了した元請工事の内容・工期・請負金額等のわかる(工事台帳等)の資料

(一括有期事業報告書に業種別・事業開始時期別に記載のうえご持参ください)

賃金により算定する場合は、各元請工事に対して支払われた元請、下請、孫請等の全ての労働者の賃金総額(控除前の総支給額)のわかる資料

郵送で提出される場合

千葉労働局総務部労働保険徴収課、または管轄の労働基準監督署あてに郵送してください。

※宛先住所については、封筒裏面をご覧ください。

※事業主控等の返信物と一緒に郵送される場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

※提出が集中する時期の返信物の返送には、2週間以上を要することがありますのでご了承ください。

※年度更新申告書の記入方法等については、同封されている「申告書の書き方」パンフレットをご覧ください。または封筒表面に記載されているコールセンターへお問い合わせください。

金融機関へ提出される場合

年度更新申告書を記載し、金融機関へ年度更新申告書と領収済通知書(納付書)を切り離さずに提出及び納付されますと、年度更新申告書(提出用)は千葉労働局総務部労働保険徴収課へ送付されます。

ただし、口座振替を利用されている場合や納付額が無い場合は、金融機関への提出はできません。

*年度更新申告書(提出用)が金融機関から返却された場合は、千葉労働局総務部労働保険徴収課あてに郵送してください。

*一括有期事業報告書・一括有期事業総括表は金融機関へ提出できませんので、千葉労働局総務部労働保険徴収課あてに郵送してください。

口座振替を利用されている場合

窓口へ提出、または郵送で提出をお願いいたします。金融機関への提出はできません。

口座振替を利用されている場合であっても、提出期限である令和5年7月10日までに年度更新申告書を提出していただけないと口座振替が実施できない場合があります。

また、昨年度中(令和4年度中)に事業を廃止した場合は、口座振替の対象にはなりません。保険料等納付額が発生する場合は、領収済通知書(納付書)による納付が必要となりますので、千葉労働局総務部労働保険徴収課へお問い合わせください。

民間事業者からのお問い合わせ

年度更新申告書については、6月から9月までの期間、

①年度更新申告書の審査に関する業務

②年度更新申告書の提出に関する督促業務

を民間事業者へ委託しております。

ご提出された年度更新申告書の記載内容等について、民間事業者からお問い合わせをさせていただいておりますのでご了承ください。

民間事業者名につきましては、同封されておりますリーフレットに記載がありますのでご確認ください。

事業主のみなさまへのお願い

①労働保険料は口座振替納付を是非ご利用ください。詳しくは裏面をご覧ください。

労働保険料の領収済通知書(納付書)による納付をされる場合は、金融機関・郵便局を是非ご利用ください。

ほとんどの金融機関・郵便局は日本銀行代理店又は歳入代理店となっています。

労働局・労働基準監督署での納付は、混雑等のため長時間お待ちいただく場合がありますのでご了承ください。

②電子申請により申告等をされる場合は、e-Govをご利用ください。

e-Govには入力チェック機能や計算機能があるので、記入誤り、記入漏れ、計算ミス等を防げます。

独自アプリケーションについては、利用された場合の不具合(未到達、非通知、記入誤り、記入漏れ、計算ミス等)の発生が確認されていますので、確実に正しい申告等を行っていただくためにも是非e-Govのご利用をお願いします。